



福岡医発第0034号(地)
平成26年4月4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

平成26年次会計検査院実地検査における指摘事項について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙の通り平成26年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容について通知がありました。

指摘事項の内容については、例年、県医報への掲載、特別養護老人ホーム等の講習会にて、周知するとともに算定誤りがないよう注意喚起していますが、類似する内容の指定が行われております。

つきましては、標記指摘事項につきまして、会員各位へ周知徹底方お願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡県医報4月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

25医保第2308号
平成26年3月31日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長



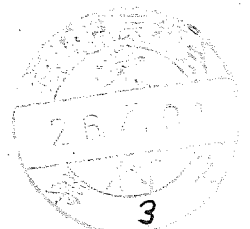
平成26年次会計検査院実地検査における指摘内容の周知について（依頼）

本県の医療保険行政の適正な運営に当たりましては、日頃から御協力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、会計検査院による平成26年次実地検査において、診療報酬の請求に関して別添の内容について指摘が行われております。

診療報酬の適切な請求については、従来から貴会の御協力を得て、各保険医療機関に対し指導を行っているところですが、類似する内容の指摘が例年会計検査院によって行われております。

つきましては、適切な診療報酬請求のため、指摘内容について貴会会報への掲載等により会員に周知していただきますようお願いいたします。



平成26年1月実施

1 初診料・再診料等（配置医師）について

特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の入所者に対して当該施設の配置医師が診療を行った場合は、特別な必要があって行う診療を除き、初診料、再診料及び特定疾患療養管理料等を診療報酬として算定できないこととされているが、特定の医療機関において、指定障害者支援施設の入所者に対して行った診療について、特別の必要があって行う診療以外の外来診療に係る再診料や特定疾患療養管理料等を算定している事態が見受けられた。

2 療養病棟入院基本料（患者の医療区分判定疑義）について

特定の医療機関において、療養病棟入院基本料の医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目（24時間持続して点滴を実施、せん妄に対する治療を実施など）について制限日数を超えて連続して該当するものとしていたり、対象となる疾患、状態に該当しないと思料されるものについて該当するとしていたりするなど、医療区分の評価の実態について疑問がある事態が見受けられた。

3 医学管理等（在宅療養指導料 施設入所者算定）について

医学管理等のうち、在宅療養指導料は、特別養護老人ホーム等の入所者については算定できないこととされているが、特定の医療機関において、指定障害者支援施設の入所者に対して、在宅療養指導料を算定している事態が見受けられた。

4-1 在宅医療料（在宅患者訪問診療料 施設入所者算定）について

在宅医療料のうち、在宅患者訪問診療料は、医師が配置されている施設の入所者の場合は、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍である者などを除き算定できないこととされているが、特定の医療機関において、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍でない者などに対して、在宅患者訪問診療料を算定している事態が見受けられた。

4-2 在宅医療料（訪問看護指示料 施設入所者算定）について

在宅医療料のうち、訪問看護指示料は、医師が配置されている施設の入所者の場合は、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍である者などを除き算定できないこととされているが、特定の医療機関において、養護老人ホームの入所者に対して、訪問看護指示料を算定している事態が見受けられた。

4-3 在宅医療料（在宅時医学総合管理料 算定疑義）について

特定の医療機関において、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であることの施設基準を満たしていないと思料されるのに、在宅時医学総合管理料の所定点数を算定している事態が見受けられた。

5-1 画像診断料（透視診断 算定要件疑義）について

画像診断料のうち、透視診断は、透視による疾病、病巣の診断を評価するものであり、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できないとされているが、特定の医療機関において、経管栄養カテーテル交換法に対し透視診断を算定していると思料される事態が見受けられた。

5-2 画像診断料（時間外加算等）について

特定の医療機関において、時間外加算の対象とはならない時間における診療について同加算を算定していると思料される事態が見受けられた。

6-1 リハビリテーション料（区分誤り）について

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準の届出を行っている特定の医療機関において、対象疾患に応じて運動器リハビリテーション料（Ⅱ）を算定すべきであるのに、それより点数が高い運動器リハビリテーション料（Ⅰ）で算定している事態が見受けられた。

6-2 リハビリテーション料（発症の繰り返し）について

特定の医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症から180日又は150日以内に新たな対象疾患が発症することを繰り返しており、リハビリテーション料の算定要件を満たしているかについて疑義がある事態が見受けられた。

7 処置料（人工腎臓別途費用）について

特定の医療機関において、人工腎臓の実施に当たって、慢性維持透析を行った場合に算定する所定点数のほかにブドウ糖液、電解質補液等を別途に算定している事態が見受けられた。